6　前項の平成二十九年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たもの（第二項に規定する平成二十八年度基金残高不足都道府県を除く。）とする。

一　平成二十八年度の末日における財政安定化基金の残高

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　平成二十九年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）

ロ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　平成二十九年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

規　則

○会計検査院規則第八号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月二十一日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人情報処理推進機構の項中「第二十二条第三項」を「第四十五条第三項」に、「第五条第一項本文」を「第八条第一項本文」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。